

デイサービスセンター ルーエハイム椿

第一号通所事業 重要事項説明書

1、施設経営法人

法人名 社会福祉法人 博愛会
法人所在地 三重県鈴鹿市平田一丁目3番15号
電話番号 059-378-2635
ファックス番号 059-378-2636
代表者氏名 理事長 田中 彩子
設立年月日 平成9年6月3日

2、ご利用事業所

事業所の種類 指定第一号通所事業所
平成30年4月1日指定
鈴鹿亀山地区広域連合指定 24A0300806号
事業所の目的 指定第一号通所事業所は生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員が要支援1・要支援2認定者又は事業対象者に対して日帰りにて、入浴、食事の提供等の日常生活上の支援や機能訓練等を行うことを目的としている。
事業所の名称 デイサービスセンター ルーエハイム椿
事業所の所在地 三重県鈴鹿市山本町字中辻748番10
電話番号 059-371-3211
ファックス番号 059-371-3213
施設長氏名 米倉 恵里

事業所の運営方針

(指定第一号通所事業の運営方針)

- (1) 指定第一号通所事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

開設日年月日 平成11年8月1日
定員 18名

3、通常事業の実施地域 鈴鹿市・亀山市

4、デイルームの概要

室名	面積	備考
デイルーム	195.16 m ²	畳部分も含みます
一般浴室	40.88 m ²	
機械浴室	18.78 m ²	
脱衣所	21.71 m ²	
便所	21.84 m ²	

5、職員の配置状況(令和4年7月1日)

当事業所では、ご利用者に対して指定第一号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
管理者	1名	1名
生活相談員	1.2名	1名
介護職員	3.9名	2名
看護職員	1.3名	1名
機能訓練指導員		

6、営業日及び営業時間

		営業時間
営業日	下記の休業日を除く毎日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	日曜日、1月1日～3日	

7、当事業所が提供するサービスと利用料金

<サービス概要>

(1) 第一号通所事業の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービス料は、給付金と介護保険負担割合証に基づく個人負担となります。

① 入浴サービス

・一般浴槽による入浴サービスを実施いたします。

② 機能訓練サービス

・機能訓練指導員により、ご利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に機能訓練をいたします。

③ 送迎サービス

・ご自宅から当事業所まで自動車にて送迎いたします。

(2) 第一号通所事業の給付対象とならないサービス

以下のサービス料は、全額個人負担となります。

① 食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 昼食：午後12時～

【利用料金】 デイサービスご利用1回につき628円

② 複写物の交付

・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費（1枚10円）。

③ その他

・各種クラブ活動を希望され、ご参加いただいた場合はその活動材料費（実費）。

<サービス利用料金>

下記の料金によって、ご契約者の要支援1・要支援2の状態に応じたサービス利用料から介護保険予防給付額を除いた金額（介護保険負担割合証による利用者負担割合の自己負担額）と食費に係わる負担額の合計額をお支払いください。

【地域単価区分：1単位=10.27円】

要支援1 事業対象者	4回まで	380単位/回
	5回から	1,655単位/月
要支援2	8回まで	391単位/回
	9回から	3,393単位/月

● 各種加算について

(1) ①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

- ・当事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合に算定します。

要支援1 事業対象者	要支援2
88単位/月	176単位/月

②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

- ・当事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合に算定します。

要支援1 事業対象者	要支援2
72単位/月	144単位/月

③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

- ・当事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上、または勤続7年以上の介護福祉士が30%以上の場合に算定します。

要支援1 事業対象者	要支援2
24単位/月	48単位/月

※①、②、③のいずれかの算定になります。

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・国の基準に準じます。(加算率：9.2%)

(3) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)・・・20単位/回(6か月に1回が限度)
・利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態と栄養状態について確認
を行い、担当の介護支援専門員へ健康状態と栄養状態の情報を提供した際に
算定します。

(4) 科学的介護推進体制加算・・・40単位/月

● 減算について

ご自宅と当事業者との間の送迎を当事業者が行わない場合は、片道につき、
47単位を所定単位数から減算します。

<利用料金のお支払い方法> (契約書第6条参照)

料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、以下の方法でお支払い下さい。

● 下記の金融機関口座から自動引き落としをいたします。

(ア) 百五銀行 毎月15日

(イ) 百五銀行以外の金融機関 毎月27日

8、第一号通所事業の利用日の中止・変更・追加

(1) ご利用者は利用期日前において、第一号通所事業の利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに当事業所に申し出ていただきます。

(2) ご利用者からの上記申し出に対して、事業所が満員で、ご利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議する場合があります。

9、事業所との契約が終了になる場合

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、サービスのご利用はできなくなります。

(1) 事業者が解散及び、破産した場合又は、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(2) 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

(3) 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(4) ご利用者からの契約解除の申し出（中途解約・契約解除）

ご利用者から当事業所へ契約解除を申し出ることができます。その場合には、契約解除を希望する15日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 第一号通所事業に係る給付対象及び、給付対象外サービスの利用料金を含む変更不同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(5) 事業者からの申し出により契約解除していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの契約解除をしていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

10、利用中の体調不良や急変時の対応について

- (1) 通所介護利用中に熱発等の体調不良がみられた場合は、必要な処置を行い、ご家族の方への連絡いたしますので、お迎えをお願いいたします。
- (2) 通所介護利用中の容体急変等の緊急時においては、救急車を要請するとともに、ご家族の方へ連絡をいたします。

11、事故発生時の対応について

- (1) 第一号通所事業の利用中に事故が発生した場合は、応急処置など必要な処置を行ない、かかりつけ医への連絡及びご家族の方へ連絡いたします。

- (2) 第一号通所事業の提供時において、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償いたします。
- (3) その他、送迎途中の交通事故及び様態急変等の緊急時においては、救急車の連絡をするとともに、利用者の安全の確保を行い、ご家族へ連絡をいたします。

1 2、非常災害対策について

消火訓練・避難訓練・救出訓練等の合同訓練は年2回以上実施します。

1 3、衛生管理等について

- (1) ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内において感染症の発生又はその蔓延の防止をするために、必要な措置を講じます。

1 4、虐待防止のための措置について

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

1 5、要望及び苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談などは担当者にお寄せいただければできる限り速やかに対応いたします。またお電話等でご相談できないような事があった場合は、事業所窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。
また、当事業所では、ご契約者様の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置いたしております。

苦情解決責任者：管 理 者

苦情受付担当者：利 用 に関すること：生活相談員

サービスに関すること：生活相談員

利用料金に関すること：生活相談員

受付窓口電話番号：ルーエハイム椿 059-371-3211

その他、第三者機関による苦情受付先もあります

○ 各市町の介護保険担当窓口

・ 鈴鹿市、亀山市

鈴鹿市亀山地区広域連合介護保険課指導グループ 059-369-3205

○ 三重県国民健康保険団体連合会 059-222-4165

○ 三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス班 059-224-2262

デイサービスセンター ルーエハイム椿

重要事項説明書及び同意書・個人情報使用同意書

<input type="checkbox"/> 重要事項説明同意書	私は、契約書及び本書面により、事業所から地域密着型通所介護についての重要事項の説明を受け施設利用、介護サービスの開始に同意しました。 説明者 氏名 印
<input type="checkbox"/> 個人情報使用同意書	私（契約者及びその家族）の個人情報については、居宅及び通所計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される事業所内におけるサービス会議、他の事業所との私の利用するサービスに係る連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。
使用許可・不許可・期間 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 本人及び家族の了承する間、許可	写真及び氏名が外部発信（パンフレット、広報誌、ホームページ）等に使用される事については、左記のとおりです。
使用許可・不許可・期間 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可 <input type="checkbox"/> 本人及び家族の了承する間、許可	写真及び氏名が施設内掲示等に使用される事については、左記のとおりです。

事業者 鈴鹿市山本町字中辻 7 4 8 番 1 0

社会福祉法人 博愛会

デイサービスセンター ルーエハイム椿

理事長 田中 彩子 印

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名 印

家族の代表

住 所

氏 名 印

(利用者との続柄:)